

小浜市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要

1 条例制定の経緯

- 個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間・行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の執行機関にも、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）による全国的な共通ルールが直接適用されることとなります。
- 小浜市においても、現行の小浜市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）を廃止し、改正法の施行条例を制定する予定ですが、改正法において議会は、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、改正法の適用対象から除外されることとなりました。
- 現行条例では、議会も条例の実施機関とされており、改正法の施行後も引き続き議会として個人情報の適正な取扱いを確保するため、小浜市議会の個人情報の保護に関する条例を制定します。

2 条例制定に当たっての基本的な考え方

- 本条例の構成、条文等は、基本的に改正法の各条文に対応したものとするとともに、執行機関の取扱いとの整合を図ることを基本とします。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が取得する個人情報は想定していません。

議会が保有する個人情報の例

- ・ 請願・陳情などの受付簿 ・ 傍聴受付票
- ・ 参考人等に関する情報など市民から提供を受けたもの
- ・ 退職議員を含む議員の経歴などの情報（表彰・年金など） など

- 本条例において、機関として負うべき義務が課される場合の主体は「議会」とします。個人情報保護に係る開示決定など具体的な処分を行う場合の主体は「議長」とします。
- 本条例の実施について必要な事項については、議長が別に施行規程を定めることとします。

3 条例の内容

○第1章 総則（第1条～第3条）

- ・ 条例の目的、用語の定義、議会の責務を規定
- ・ 定義する用語は「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」「保有個人情報」「特定個人情報」など
- ・ 改正法等との整合性を考慮し、「個人情報」の範囲は、生存する個人に関する情報とする。

○第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第17条）

- ・ 個人情報を適正に取り扱うために必要な措置などについて規定
- ・ 具体的な措置等は、個人情報の保有の制限、取得時の利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、個人情報を取り扱う従事者の義務、漏えい等の通知、利用および提供の制限、仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いに係る義務など
- ・ 第4条で、市の現行の条例と同様に、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない旨を規定
- ・ 第11条で、従事者の義務として、個人情報の取扱いに従事する議会事務局の職員や議員等の義務を規定

○第3章 個人情報ファイル（第18条）

- ・ 議会が保有する個人情報ファイルについて、その名称や利用目的などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定（当該規定が適用されない個人情報ファイルあり）

○第4章 開示、訂正および利用停止

- ・ 自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求・利用停止請求の権利、手続などについて規定

●第1節 開示（第19条～第31条）

- ・ 議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利・手続、保有個人情報の開示義務、部分開示、保有個人情報の存否に関する情報、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、開示請求に係る手数料などについて規定

- ・不開示情報を除き、開示しなければならない旨を規定
- ・第31条、開示請求に係る手数料等では、開示請求に係る手数料はこれまでどおり無料とし、公文書の写しの交付あるいは送付に要する費用を負担しなければならない旨を規定

● **第2節 訂正（第32条～第38条）**

- ・議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に訂正を請求する権利・手続、保有個人情報の訂正義務、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限などについて規定

● **第3節 利用停止（第39条～第44条）**

- ・議会の保有する自己を本人とする保有個人情報について、本条例の規定に違反して保有、利用、提供されていると思料する場合に利用停止を請求する権利・手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限などについて規定

第1節 開示（第26条）

第2節 訂正（第36条）

第3節 利用停止（第43条）

} 共通

- ・開示決定等の期限について、開示等の「請求があった日から30日以内」としている法律の規定に対し、市の現行の条例と同様に「請求があった日の翌日から起算して15日以内」とし、開示決定等の期限の特例についても同様に、法律では「60日以内」と規定しているのに対し、「45日以内」とそれぞれ規定
- ・正副議長がともに欠けている期間の日数は算入しない旨をそれぞれ規定

● **第4節 審査請求（第45条～第47条）**

- ・開示、訂正および利用停止に係る決定や、これらの請求に係る不作為に関する審査請求等に係る適用除外について規定
- ・上記の審査請求があった場合は、不適法による却下の場合などの例外を除き、小浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨を規定

○第5章 雑則（第48条～第53条）

- ・保有個人情報に係る適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供等の措置、苦情処理、審査会への諮問、条例の施行状況の公表等について規定
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合、小浜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定
- ・毎年度、本条例の施行状況を取りまとめ、その概要を公表することを規定

○第6章 罰則（第54条～第58条）

- ・職員、受託業務に従事している者等が、正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供した場合、また職員や議員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合などにおける罰則について規定
- ・偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、現行条例と同様に、5万円以下の過料に処することを規定
- ・第55条で、職員や議員等がその業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合の罰則について規定

○附則

- ・施行期日を「令和5年4月1日」と規定